

## オープンカウンター仕様書

調 達 番 号	財産－ 6
名 称	北海道警察学校自家用電気工作物保安管理業務
業 務 場 所	北海道警察学校（札幌市南区真駒内南町 5 丁目 1 番） 北海道警察学校けん銃射撃場（札幌市南区真駒内南町 6 丁目 2 番）
業 務 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
業 務 内 容	<p>1 月次点検 月次点検を、次の(1)～(3)までに掲げる要件に従って行うこと。</p> <p>(1) 外観点検を毎月 1 回（太陽光発電装置は 7 月、2 月の 2 回）、アに掲げる項目について、イに掲げる設備等を対象として行うこと。</p> <p>ア 点検項目</p> <p>(ア) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無</p> <p>(イ) 電線と他物との隔離距離の適否</p> <p>(ウ) 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無</p> <p>(エ) 接地線等の保安装置の取付け状態</p> <p>イ 対象設備等</p> <p>(ア) 引込設備</p> <p>(イ) 受電設備</p> <p>(ウ) 受・配電盤</p> <p>(エ) 接地工事</p> <p>(オ) 構造物・配電設備</p> <p>(カ) 発電設備</p> <p>(キ) 蓄電池設備</p> <p>(ク) 負荷設備</p> <p>(2) 次のア～ウに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行うこと。</p> <p>ア 電圧値の適否及び過負荷等 受電設備に取り付けられている指示計器により電圧、負荷電流等測定</p> <p>イ 低圧回路の絶縁状態 B 種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定</p> <p>ウ 発電設備の試運転 発電設備を無負荷状態で運転し、電圧、電流、回転数等の測定</p> <p>(3) 上記点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視点検において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、保安業務担当者等としての観点から点検を行うこと。</p> <p>2 年次点検 年次点検を月次点検の要件に加え、次の(1)～(3)に掲げる要件に従って行うこと。</p> <p>(1) 1 年に 1 回 7 月の土・日曜日に行うこと。</p> <p>(2) 次のア～キまでに掲げる項目の点検、測定、試験を行うこと。</p> <p>ア 絶縁抵抗の測定</p> <p>イ 接地抵抗値の測定</p> <p>ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験</p> <p>エ 非常用予備発電装置の実負荷運転及び保護装置動作試験</p> <p>オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等の測定</p> <p>カ 機器（変圧器、コンデンサ等）の外部点検、内部点検</p> <p>キ 連系保護装置の動作試験</p> <p>(3) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び OF ケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。</p> <p>3 臨時点検 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その都度点検及び測定・試験を行う。</p>
見積書提出先	郵便番号 005－0016 住 所 札幌市南区真駒内南町 5 丁目 1 番 7 号 名 称 北海道警察学校庶務部会計課財産係 連 絡 先 代表電話番号 011－581－2423 内線 237
見積書提出期限	令和 8 年 3 月 19 日（木）午後 1 時 00 分まで